

平成 31 年 度

事 業 計 画 書
予 算

〔 自 平成 31 年 4 月 1 日
至 平成 32 年 3 月 31 日 〕

一般財団法人 海外産業人材育成協会

目 次

I. 平成 31 年度事業計画	1
1. 事業全般の展開方針	2
2. 国庫補助事業	
1) 技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）	2
2) 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業 （低炭素技術輸出促進人材育成支援事業）	4
3. 受託等事業	4
4. 自主事業	5
5. 融資事業	6
6. 管理業務	6
7. 関連機関との協力	7
8. 日・アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）事務局業務等の実施	8
9. 同窓会交流基金（WNF 基金）の運用と事業実施への協力	8
資料 1 平成 31 年度組織図	9
II. 平成 31 年度収支予算	11
1. 収支予算書	13
2. 収支予算書内訳表	14
III. その他	17
1. 事業実施のための分担金	18
2. 団体運営のための賛助金	30
3. 研修センター利用料	31

I . 平成 31 年度事業計画

I. 平成31年度 事業計画

開発途上国の経済支援にはFDI（海外直接投資）との連携が必要不可欠と言われて久しいが、FDIと連動して海外資本から技術や手法を学びとり、自立的に発展していくための人材育成については勿論、FDIを呼び込むための環境整備や企業家の育成などの人材育成の必要性が指摘されている。1959年の設立以来、協会は主に日本の民間企業活力を活用した開発途上国の技術者・企業家の育成と技術移転を促進し、日本企業の海外展開および開発途上国の産業発展を支援してきたが、日本政府および日本企業によるSDGs（持続可能な開発目標）への取組みが今後益々普及・拡大していく中で、民間活力による支援のあり方はより多様化している。

協会は本年創立60年の節目を迎え、これまでの事業成果を継承しつつ、時代の潮流に即した新たな事業展開を模索し、内外の多様な産業人材育成ニーズへの対応を目指す。また、当年度は中期経営計画（2017-2019）の最終年次にあたり、引き続きAOTS同窓会を中心とした人的ネットワークと連携し、国境を越えて人・企業・産業を相互につなぎ、相互の経済発展と友好関係の増進を図る「グローバル・ヒューマン・コネクティビティ」の使命を果たすべく、各種取り組みを堅実に実行してゆく。

1. 事業全般の展開方針

産業人材育成に関する開発途上国や日本の産業界の課題、ニーズを勘案し、事業間の効果的連携を図りながら各種事業を遂行する。これまでの経験・ノウハウや国内外の人的ネットワークを活かし、質の高い人材育成と制度利用の利便性・効率性を追求し、開発途上国の経済発展および日本企業の海外展開における人材育成ならびに共創など新たなビジネスモデルによる事業創出を図る。なお、国庫等事業については、予算の成立を前提とする。

2. 国庫補助事業

1) 技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)

本事業は、日本企業の海外展開に必要な現地拠点強化を支援するため、開発途上国における民間企業等の現地の人材育成を官民一体となり実施することにより、現地の産業技術水準の向上や経済の発展を図ることを目的とする。この目的のもと、開発途上国の状況および日本企業の人材育成ニーズに応じて、現地産業人材を日本へ受け入れて行う研修、海外現地で行う研修ならびに日本の専門家を現地に派遣する専門家派遣を実施する。

事業の実施にあたっては、経済産業省の策定する人材育成協力事業の政策目標に対応しつつ、中堅・中小企業やサービス産業の海外展開支援に伴う海外拠点の人材育成支援ならびに以下の点なども踏まえながら機動的に事業を行う。

- イ. 研修事業と専門家派遣事業のそれぞれの事業によって技術移転・人材育成を促進するとともに、経済産業政策に関わる政策的重要な分野の案件についても積極的に取り組む。
 - ロ. 学識経験者、産業界等で構成される外部委員により、各プログラムの達成目標や経済効果等の事前評価、事業終了時の直後評価、研修生および専門家の帰国後の事後評価を行う。
 - ハ. 国内外の多数の企業、団体等への広報活動を通じて、研修および専門家派遣制度の社会的認知度を高め、制度の広汎な利用促進を図る。特に中堅・中小企業に対しては、日本貿易振興機構（JETRO）の新輸出大国コンソーシアムのスキームを通じて、中堅・中小企業に対する国内外の情報やサービス提供の充実、他機関との密接な連携を推進し、中堅・中小企業の海外展開に貢献する。
- ニ. 国庫補助金の利用について、政策的な観点からの案件ごとの必要性などに配慮して、適切な事業実施を行う。

年度計画

イ. 受入研修

区 分	平成 31 年度計画		平成 30 年度計画（当初予算）	
技術研修	538 人	34 コース	540 人	55 コース
管理研修	202 人	10 コース	288 人	13 コース
合 計	740 人	44 コース	828 人	68 コース

ロ. 海外研修

区 分	平成 31 年度計画		平成 30 年度計画（当初予算）	
通常型	150 人	5 コース	150 人	5 コース
第三国型	26 人	1 コース	26 人	1 コース
合計	176 人	6 コース	176 人	6 コース

ハ. 専門家派遣

区 分	平成 31 年度計画	平成 30 年度計画（当初予算）
専門家派遣	35 人	47 人

2) 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)

本事業は、アジア地域を中心とした新興国において大幅なエネルギー需要の伸びが見込まれる中、優れた省エネ技術を持つ日本企業の海外展開を促進することにより、新興国等の産業分野におけるエネルギー利用の効率化を図り、温室効果ガスの排出削減に貢献することを目的とする。この目的のもと、アジアにおける我が国企業の生産拠点において、日本式の生産工程への見直しや省エネ性能の高い機械装置の導入等のエネルギー利用の効率化を推進する上で必要となる現地人材の育成を支援するため、海外拠点の中核人材を日本国内に受け入れて行う研修や海外現地で行う研修、日本法人の指導的立場にある者、専門家を海外に派遣して行う技術指導等を実施する。

年度計画

イ. 受入研修

区 分	平成 31 年度計画		平成 30 年度計画 (当初予算)	
技術研修	470 人	25 コース	645 人	52 コース
管理研修	140 人	8 コース	200 人	9 コース
合 計	610 人	33 コース	845 人	61 コース

ロ. 海外研修

区 分	平成 31 年度計画		平成 30 年度計画 (当初予算)	
通常型	120 人	4 コース	400 人	10 コース

ハ. 専門家派遣

区 分	平成 31 年度計画	平成 30 年度計画 (当初予算)
専門家派遣	38 人	56 人

3. 受託等事業

開発途上国との貿易投資促進に向けた現地人材育成や我が国の産業政策・制度・システムの移転等による事業環境整備の事業、知的財産権保護の普及・促進のための事業およびインドネシア、フィリピン等との経済連携協定 (EPA) に基づく事業等、経済産業省をはじめ我が国政府や公的機関から公募される委託事業を積極的に獲得し、それぞれの政策的意義、目的に応じたプログラムを策定し、海外の産業技術者等の育成に資する事業を実施する。

年度計画

区 分	平成 31 年度計画		平成 30 年度計画 (当初予算)	
受入研修	1,750 人	74 コース	1,728 人	79 コース
海外研修	289 人	8 コース	322 人	7 コース
専門家派遣等	326 人	-	239 人	-

4. 自主事業 (AOTS総合研究所事業)

協会は彼我の多様な人材に関連した社会課題解決への対応及び公的資金への依存を是正するため、これまでの知見を活用して以下の自主事業を積極的に推進する。

1) 新国際協力事業 (NGC)

協会が保有する海外人材育成の経験・ノウハウを活かし、新興国等の多様化する様々な産業人材育成ニーズにフレキシブルに応えるため、研修プログラムを企画し、日本と海外諸国との更なる相互経済発展に寄与する事業を自主事業として実施する。

イ. 管理研修型セミナー

新興国等の固有技術や管理技術の分野に関わる産業人材育成ニーズを踏まえ、国際的に比較優位の高い日本産業の優れた環境技術や生産性向上、イノベーション、ファミリービジネス等をテーマとした管理研修型セミナーを企画・実施する。

また、日本国内の展示会等に参加する海外ローカル企業・招聘ミッションも実施する。

ロ. 日本語研修等

国内外企業の個別ニーズに対応した海外産業人材への柔軟且つ高度な日本語研修、および外国人受入の増大にともなう日本在住外国人向け日本語研修の企画・実施を行う。

また、日本語教育センター (J L T C) については、長期5カ年計画を着実に実施する。

年度計画

区 分	平成 31 年度計画		平成 30 年度計画 (当初予算)	
管理研修型セミナー	602 人	34 コース	437 人	21 コース
日本語研修等	395 人	—	300 人	—
合 計	997 人	34 コース	737 人	21 コース

2) グローバル事業

協会が有するグローバルな AOTS 同窓会ネットワークとの連携のもと、日本企業と海外企業との国境を越えたビジネス活動を促進するため、イ) ビジネス交流事業、ロ) グローバル戦略事業、ハ) 海外展開サポートセンター事業、ニ) 受託等事業を実施する。これまでの事業実施により実績や経験が積みあがってきた以下分野を重点化し、事業の創出・拡大を目指す。

イ. ビジネス交流事業

(i) 海外インターンシップ

日本企業のグローバル人材育成や海外事業展開の一助として日本人の若手社員を新興

国のローカル企業や公的機関に派遣し、現地就業体験（インターンシップ）を行う機会を提供する。日本企業ニーズに基づくカスタムメイドや現地での英語研修等を伴う海外インターンシップの商品開発と営業強化に注力する。

(ii) 海外PR・ビジネス交流

特定の新興国等での販路開拓を目的に、企業広報や製品 PR に関わる日本企業のニーズに対応するため、現地において産業界、政府・公的機関向けの海外販路開拓セミナーを実施する。また、内外の企業間のビジネス交流を支援する取組みを実施する。

ロ. グローバル戦略事業

同窓会間の連携促進、協会事業に対する評価、ニーズ情報収集等を目的として AOTS 同窓会代表者会議（第 10 回）を 8 月に東京にて開催する。” Passion across the Generations” をコンセプトとして、協会と同窓会の協力による、世代を超えた Sustainable な人材育成等について議論や提言を行う。

本会議を通じて、AOTS 同窓会およびネットワークの一層の拡充に努めるとともに、得られたニーズ情報等を活用して新たな支援メニューを考案するなど協会事業全般のグローバル戦略を立案する。また、同窓会ネットワークを形成している帰国研修生による技術移転の成果の見える化を目的に、AOTS 帰国研修生事例を収集する。

ハ. 海外展開サポートセンター事業

協会は「新輸出大国コンソーシアム」メンバーとしての役割を果たすため、「海外展開サポートセンター」による中堅・中小企業の相談対応等を通じ、中堅・中小企業の海外展開をサポートする。

二. 受託等事業

公的機関、民間機関等から委託される海外産業人材育成や日本企業の海外展開支援に関わる調査等の業務を実施するほか、IT スキルや日本語能力等を有する海外の優秀な人材の獲得機会を提供するためのジョブフェア事業等について、同窓会や現地の高等教育機関と連携しながら実施し、日本企業の海外展開支援や地域活性化に貢献する。

5. 融資事業

平成 15 年度より新規融資を停止している中小企業海外投資協力資金融資事業について、既貸付金の償還、融資先企業の調査等の債権管理業務を実施する。

6. 管理業務

事業を円滑に実施するため、定款第 48 条に基づき、事務局を編成して人員を配置し、以下の事項に重点を置き管理業務を行う。

管理部門については、引き続き管理コストの削減を目指す。事業部門については、受託事

業を中心とした各事業を推進するための組織編制を行う。

1) 2センター体制による研修センターの運営

東京および関西の2センター体制のもとに、研修センターの運営を円滑に行い、適切な維持管理に努め、宿泊率の向上を図る。研修センターについては、国庫補助事業の実施に支障が生じない範囲で、引き続き他団体の研修生や民間企業等の国際化に資する研修による宿泊利用を促進する。

研修センターの宿泊利用率見込み

区 分	宿泊利用率
東京研修センター	63.7%
関西研修センター	62.5%
合 計	63.0%

なお、旧中部研修センターについては引き続き有償譲渡の手続きを進めつつ、当面の間は既存の事業にて活用していくものとする。

2) 海外事業推進体制の構築

バンコク、ジャカルタ、ニューデリー、ヤンゴンに海外事務所を置き、現地関係機関との関係を推進しながら、各事業の実施、フォローアップ、ニーズ調査、広報活動等を積極的に行う。

3) 60周年記念事業の実施

本年8月に協会設立60周年を迎えるにあたり、創立60周年記念シンポジウム、記念式典および記念レセプションを7月に開催する。また、協会60周年史の編纂作業を進める。

7. 関連機関との協力

各種事業の円滑な実施、成果の拡大等を図るため、国際機関、開発途上国の機関・業界団体、日本貿易振興機構（JETRO）、内外の高等教育機関および国内の地域金融機関等との協力関係を保持する。また、引き続き（一社）日・タイ経済協力協会との協力関係を保持する。

8. 日・アセアン経済産業協力委員会 (AMEICC) 事務局関連事業の実施

平成 9 年 (1997 年) 12 月の日 ASEAN 首脳会議の合意に基づき、平成 10 年 (1998 年) 11 月に日 ASEAN 経済大臣会合 (AEM-METI) の下部組織の国際事業体として AMEICC 事務局が設立された。AEM-METI で示されたアセアン域内での具体的な経済・産業協力の方策を検討・実施する各種ワーキンググループ及び調査等 AMEICC 事務局業務を支援する。

また、AMEICC 事務局支援事業の他、以下を実施する。

- 1) ASEAN の現地大学等と日本企業との連携による人材育成・確保支援を目的とした寄付講座設置、ASEAN 諸国における質の高いインフラ整備の推進を目的とした招へい事業、及び ASEAN 域内の日系企業各社の取引先 (取引先候補を含む) 等における管理者層、技術者層を対象とする人材育成事業。

なお、本事業は前年度に 2 年間の期間延長が決定したことに基づき、継続的に取り組む。

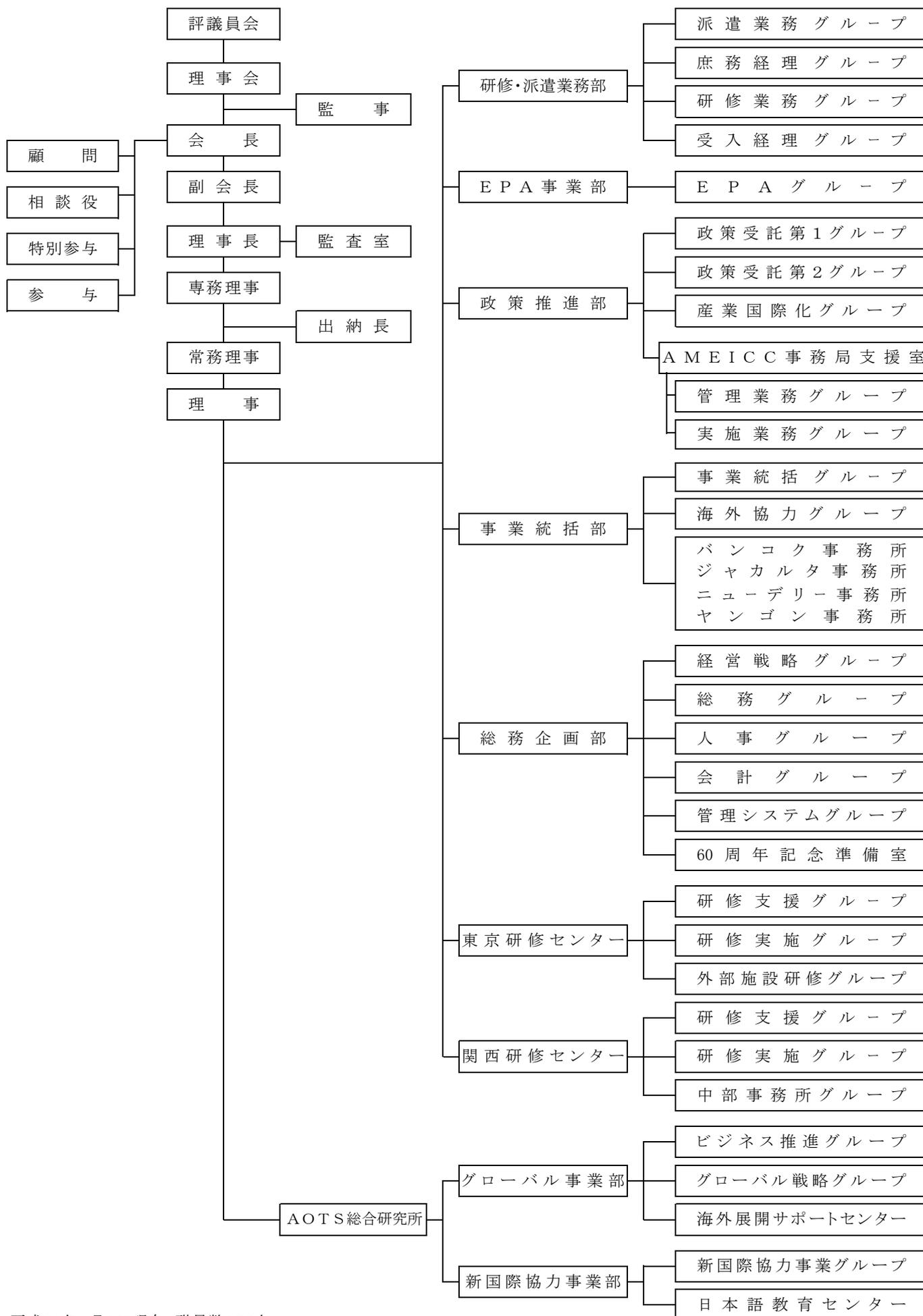
- 2) 日 ASEAN の新産業創出に資する実証事業、シンポジウム、ピッチングイベント、日 ASEAN の新産業創出に係る ASEAN 産業界とのネットワーク構築、並びに日 ASEAN の新産業創出のための招へい事業、調査等、ASEAN の行政官等の能力向上に資する事業、並びに ASEAN 各国における経済連携等に関する制度構築支援、調査等、及び Japan-ASEAN Integration Fund (JAIF/日・ASEAN 統合基金)からの助成事業に係る支援業務。

9. 同窓会交流基金 (WNF 基金) の運用と事業実施への協力

同窓会交流基金 (WNF 基金) 運営委員会の信託を受け、同基金の運用と同運営委員会が計画する WNF プログラムの実施につき事務局として協力する。

以上

2019年度 組織図



Ⅱ. 平成 31 年度収支予算

1. 収支予算書

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	4,256	3,256	1,000
② 特定資産運用益	50,248	55,849	△ 5,601
③ 受取賛助金	1,674,216	1,898,154	△ 223,938
④ 受取負担金	241,920	229,876	12,044
⑤ 事業等収益	492,637	558,729	△ 66,092
⑥ 受取補助金等	5,447,386	7,054,813	△ 1,607,427
国庫受託収益	2,381,482	2,571,811	△ 190,329
地方公共団体受託収益	0	0	0
民間受託収益	154,245	238,737	△ 84,492
受取補助金等振替額	2,911,659	4,244,265	△ 1,332,606
受取国庫補助金	2,000,507	2,273,647	△ 273,140
受取地方公共団体補助金	20,445	22,472	△ 2,027
受取地方公共団体助成金	453	495	△ 42
受取民間助成金	80,037	904	79,133
受取政府拠出金	810,217	1,946,747	△ 1,136,530
⑦ 受取寄付金	26,583	29,035	△ 2,452
⑧ 雑収益	3,000	3,000	0
経常収益計	7,940,246	9,832,712	△ 1,892,466
(2) 経常費用			
① 事業費	7,658,195	9,593,350	△ 1,935,155
② 管理費(法人会計)	588,660	543,057	45,603
人件費	326,077	267,815	58,262
管理諸費(センタ及び償却費配賦含む)	262,583	275,242	△ 12,659
経常費用計	8,246,855	10,136,407	△ 1,889,552
当期経常増減額	△ 306,609	△ 303,695	△ 2,914
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 306,609	△ 303,695	△ 2,914
一般正味財産期首残高	7,395,310	7,975,711	△ 580,401
一般正味財産期末残高	7,088,701	7,672,016	△ 583,315
II 指定正味財産増減の部			
① 受取補助金等	2,060,172	2,310,620	△ 250,448
② 受取寄付金	1,376	1,036	340
③ 基本財産評価損益等	0	0	0
④ 特定資産評価損益等	0	0	0
⑤ 一般正味財産への振替額	△ 2,937,299	△ 4,273,300	1,336,001
当期指定正味財産増減額	△ 875,751	△ 1,961,644	1,085,893
指定正味財産期首残高	5,443,991	6,512,025	△ 1,068,034
指定正味財産期末残高	4,568,240	4,550,381	17,859
III 正味財産期末残高	11,656,941	12,222,397	△ 565,456

2. 収支予算書 内訳表

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

科 目	実施事業等会計			その他会計
	経済産業人材 育成支援事業	新国際協力事 業	小計	貿易投資促進 事業
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益			0	
② 特定資産運用益			0	
③ 受取賛助金	1,471,739		1,471,739	
④ 受取負担金			0	
⑤ 事業等収益		232,053	232,053	
⑥ 受取補助金等	1,972,412	1,363	1,973,775	1,002,240
国庫受託収益			0	1,001,762
地方公共団体受託収益			0	
民間受託収益			0	
受取補助金等振替額	1,972,412	1,363	1,973,775	478
受取国庫補助金	1,967,284	894	1,968,178	314
受取地方公共団体補助金	4,644	425	5,069	149
受取地方公共団体助成金	102	9	111	3
受取民間助成金			0	
受取政府拋出金	382	35	417	12
⑦ 受取寄付金	6,038	553	6,591	194
⑧ 雑収益			0	
経常収益計	3,450,189	233,969	3,684,158	1,002,434
(2) 経常費用				
① 事業費	3,578,769	251,850	3,830,619	961,398
② 管理費(法人会計)			0	
人件費			0	
管理諸費(センタ及び償却費配賦含む)			0	
経常費用計	3,578,769	251,850	3,830,619	961,398
当期経常増減額	△ 128,580	△ 17,881	△ 146,461	41,036
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益			0	
(2) 経常外費用			0	
当期経常外増減額			0	
当期一般正味財産増減額	△ 128,580	△ 17,881	△ 146,461	41,036
一般正味財産期首残高			0	
一般正味財産期末残高			0	
II 指定正味財産増減の部				
① 受取補助金等	1,957,519		1,957,519	
② 受取寄付金			0	
③ 基本財産評価損益等			0	
④ 特定資産評価損益等			0	
⑤ 一般正味財産への振替額	△ 1,978,450	△ 1,916	△ 1,980,366	△ 672
当期指定正味財産増減額	△ 20,931	△ 1,916	△ 22,847	△ 672
指定正味財産期首残高			0	
指定正味財産期末残高			0	
III 正味財産期末残高			0	

その他会計				法人会計	内部取引控除	合計金額
経済連携促進事業	その他事業	日アセアン経済産業協力委員会事務局事業	小計			
			0	4,256		4,256
	26,850		26,850	23,398		50,248
			0	202,477		1,674,216
241,920			241,920	0		241,920
	104,792		104,792	155,792		492,637
1,264,867	289,100	888,575	3,444,782	28,829		5,447,386
1,246,552	133,168		2,381,482	0		2,381,482
			0	0		0
	154,245		154,245	0		154,245
18,315	1,687	888,575	909,055	28,829		2,911,659
12,008	1,106		13,428	18,901		2,000,507
5,712	526		6,387	8,989		20,445
126	12		141	201		453
		80,037	80,037	0		80,037
469	43	808,538	809,062	738		810,217
7,425	684		8,303	11,689		26,583
			0	3,000		3,000
1,514,212	421,426	888,575	3,826,647	429,441	0	7,940,246
1,527,182	426,981	912,015	3,827,576	0		7,658,195
			0	588,660		588,660
			0	326,077		326,077
			0	262,583		262,583
1,527,182	426,981	912,015	3,827,576	588,660	0	8,246,855
△ 12,970	△ 5,555	△ 23,440	△ 929	△ 159,219	0	△ 306,609
			0	0		0
			0	0		0
			0	0	0	0
△ 12,970	△ 5,555	△ 23,440	△ 929	△ 159,219	0	△ 306,609
			0	0	0	7,395,310
			0	0	0	7,088,701
		102,653	102,653	0		2,060,172
	1,376		1,376	0		1,376
			0	0		0
			0	0		0
△ 25,740	△ 2,371	△ 887,633	△ 916,416	△ 40,517		△ 2,937,299
△ 25,740	△ 995	△ 784,980	△ 812,387	△ 40,517	0	△ 875,751
			0	0	0	5,443,991
			0	0	0	4,568,240
			0	0	0	11,656,941

Ⅲ. その他

Ⅲ. その他

1. 事業実施のための分担金

平成31年度における協会の事業に要する経費のうち、事業参加者が負担すべき経費相当分に充当するものとして、分担金を次の通り定める。ただし、本定めにより難い特別な事情が生じた場合は理事長が別に定める。

1) 技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)

(1) 受入研修事業

① 分担金の種類

分担金の種類は次の通りとする。

イ. 受入分担金

研修生受入に関する経費（渡航費、滞在費、実地研修費）の補助対象経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

ロ. 研修実施分担金

研修実施に関する経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

② 受入分担金の金額

研修の申込み別に以下の算式により求めた額とする。

イ. 中堅・中小企業受入に該当するもの

受入費（滞在費および実地研修費）の支払実額の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ロ. 一般分野受入に該当するもの

受入費（滞在費および実地研修費）の支払実額の3分の2。ただし、円未満は切り上げる。

ハ. 重点分野受入に該当するもの

受入費（滞在費および実地研修費）の支払実額の2分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ニ. 開発途上国受入に該当するもの

受入費（渡航費および滞在費）の支払実額の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ホ. 後発開発途上国受入に該当するもの

なし

なお、中堅・中小企業受入、一般分野受入、重点分野受入、開発途上国受入、後発開発途上国受入の区分については以下に定める通りとする。

研修申込み別区分	適用を受ける研修申込者の定義	適用される国庫補助率	
		平成31年度	平成30年度
中堅・中小企業受入	日本に法人格を有するもののうち、中小企業以外の企業で資本金10億円未満の企業および中小企業基本法に規定する中小企業、もしくは非営利法人等	2/3	2/3
一般分野受入	上記中堅・中小企業に該当しない企業のうち、重点分野に該当しないもの	1/3	1/3
重点分野受入	上記中堅・中小企業に該当しない企業のうち、重点分野に該当するもの	1/2	1/2
開発途上国受入	経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)の定める「DAC List of ODA Recipients Effective for reporting on 2018, 2019 and 2020 flows」(以下「DACリスト」という。)のうち「Least Developed Countries」を除く国・地域および日本政府がODA対象国と認めた国・地域の企業等	2/3	2/3
後発開発途上国受入	DACリストにおける「Least Developed Countries」に該当する国・地域および日本政府がODA対象国と認めた国・地域の企業等	定 額	定 額

③ 研修実施分担金の金額

一般研修および管理研修に参加する研修生1人につき、次表に定める額とする。

イ. 中堅・中小、開発途上国、後発開発途上国

単位：円

研修コースの種類	研修実施分担金額	
	平成31年度	平成30年度
技術研修		
13週間コース	586,000	559,000
6週間コース	332,000	317,000
9日間コース	151,000	144,000
一般研修不参加	83,000	-
管理研修		
2週間コース	160,000	148,000

ロ. 一般分野

単位：円

研修コースの種類	研修実施分担金額	
	平成31年度	平成30年度
技術研修		
13週間コース	778,000	741,000
6週間コース	439,000	418,000
9日間コース	184,000	175,000
一般研修不参加	83,000	-
管理研修		
2週間コース	204,000	194,000

ハ. 重点分野

単位：円

研修コースの種類	研修実施分担金額	
	平成31年度	平成30年度
技術研修		
13週間コース	691,000	658,000
6週間コース	390,000	371,000
9日間コース	164,000	156,000
一般研修不参加	83,000	-
管理研修		
2週間コース	190,000	181,000

(2) 海外研修事業

① 海外研修実施分担金の金額

海外研修実施に関する経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。ただし、円未満は切り上げる。

(3) 専門家派遣事業

① 分担金の種類

分担金の種類は次の通りとする。

イ. 専門家派遣分担金(指導先企業等分担金および派遣元企業等分担金)

専門家派遣費の補助対象経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

ロ. 派遣実施分担金

専門家派遣費を除く専門家派遣実施に関する経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

② 専門家派遣分担金の金額

専門家派遣の申込み別に以下の算式により求めた額とする。

い) 指導先企業等分担金

イ. 中堅・中小企業等派遣に該当するもの

専門家派遣費(専門家派遣契約締結時(派遣期間延長等の変更契約を含む)における計画額)の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ロ. 重点分野派遣に該当するもの

専門家派遣費(専門家派遣契約締結時(派遣期間延長等の変更契約を含む)における計画額)の4分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ハ. 一般分野派遣に該当するもの

専門家派遣費(専門家派遣契約締結時(派遣期間延長等の変更契約を含む)における計画額)の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ニ. 開発途上国派遣に該当するもの

専門家派遣費(専門家派遣契約締結時(派遣期間延長等の変更契約を含む)における計画額)の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ホ. 後発開発途上国派遣に該当するもの

なし

ii) 派遣元企業等分担金

イ. 中堅・中小企業等派遣に該当するもの

なし

ロ. 重点分野派遣に該当するもの

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の4分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ハ. 一般分野派遣に該当するもの

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ニ. 開発途上国派遣に該当するもの

なし

ホ. 後発開発途上国派遣に該当するもの

なし

なお、中堅・中小企業等派遣、一般企業派遣、開発途上国派遣、後発開発途上国派遣の区分については以下に定める通りとする。

専門家派遣 区分	派遣元等の定義	指導先企業等の定義	適用される 国庫補助率	
			平成31年度	平成30年度
中堅・中小 企業等派遣	日本に法人格を有するもの のうち、中小企業基本法に 規定する中小企業および中 小企業以外の企業で資本金 10億円未満の企業	日系企業	2/3	2/3
重点分野 派遣	上記中堅・中小企業に該当 しない企業のうち重点分野 に該当するもの	日系企業	1/2	1/2
一般分野 派遣	上記中堅・中小企業に該当 しない企業のうち、重点分 野に該当しないもの	日系企業	1/3	-
開発途上国 派遣	日本に法人格を 有するもの等	開発途上国の現地ローカ ル企業等	2/3	2/3
後発開発途 上国派遣	日本に法人格を 有するもの等	後発開発途上国及びアフ リカ諸国の現地ローカル 企業等並びに高等教育機 関等	定額	定額

③ 派遣実施分担金の金額

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の10%とする。ただし、円未満は切り捨てる。

2) 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)

(1) 受入研修事業

① 分担金の種類

分担金の種類は次の通りとする。

イ. 受入分担金

研修生受入に関する経費（渡航費、滞在費、実地研修費）の補助対象経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

ロ. 研修実施分担金

研修実施に関する経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

② 受入分担金の金額

研修の申込み別に以下の算式により求めた額とする。

イ. 中堅・中小企業受入に該当するもの

受入費（渡航費、滞在費および実地研修費）の支払実額の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ロ. 一般分野受入に該当するもの

受入費（渡航費、滞在費および実地研修費）の支払実額の3分の2。ただし、円未満は切り上げる。

ハ. 重点分野受入に該当するもの

受入費（渡航費、滞在費および実地研修費）の支払実額の2分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ニ. 経営者・管理者研修受入に該当するもの

受入費（渡航費、滞在費および実地研修費）の支払実額の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

なお、中堅・中小企業受入、一般分野受入、重点分野受入、経営者・管理者研修受入の区分については以下に定める通りとする。

研修申込み別区分	適用を受ける研修申込者の定義	適用される国庫補助率	
		平成31年度	平成30年度
中堅・中小企業受入	日本に法人格を有するもののうち、中小企業以外の企業で資本金10億円未満の企業および中小企業基本法に規定する中小企業	2/3	2/3
一般分野受入	上記中堅・中小企業に該当しない企業のうち重点分野に該当しないもの	1/3	1/3
重点分野受入	上記中堅・中小企業に該当しない企業のうち重点分野に該当するもの	1/2	1/2
経営者・管理者研修受入	日本以外の国の企業	2/3	2/3

③ 研修実施分担金の金額

一般研修および管理研修に参加する研修生1人につき、次表に定める額とする。

単位：円

研修コースの種類	研修実施分担金額	
	平成31年度	平成30年度
技術研修		
13週間コース	587,000	521,000
6週間コース	348,000	309,000
9日間コース	161,000	143,000
一般研修不参加	104,000	-
管理研修		
2週間コース	168,000	145,000

(2) 海外研修事業

① 海外研修実施分担金の金額

海外研修実施に関する経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。ただし、円未満は切り上げる。

(3) 専門家派遣事業

① 分担金の種類

分担金の種類は次の通りとする。

イ. 専門家派遣分担金(指導先企業等分担金および派遣元企業等分担金)

専門家派遣費の補助対象経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

ロ. 派遣実施分担金

派遣費を除く専門家派遣実施に関する経費のうち、国庫補助金以外の経費相当分に充当する。

② 専門家派遣分担金の金額

専門家派遣の申込み別に以下の算式により求めた額とする。

i) 指導先企業等分担金

イ. 中堅・中小企業等派遣に該当するもの

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ロ. 一般分野派遣に該当するもの

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ハ. 重点分野派遣に該当するもの

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の4分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ii) 派遣元企業等分担金

イ. 中堅・中小企業等派遣に該当するもの

なし

ロ. 一般分野派遣に該当するもの

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の3分の1。ただし、円未満は切り上げる。

ハ. 重点分野派遣に該当するもの

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の4分の1。ただし、円未満は切り上げる。

専門家派遣申込み別区分	派遣元企業等の定義	適用される 国庫補助率	
		平成31年度	平成30年度
中堅・中小企業等派遣	日本に法人格を有するもののうち、中小企業基本法に規定する中小企業および中小企業以外の企業で資本金10億円未満の企業	2/3	2/3
一般分野派遣	日本に法人格を有する企業で、上記中堅・中小企業に該当しない企業のうち重点分野に該当しないもの	1/3	1/3
重点分野派遣	日本に法人格を有する企業で、上記中堅・中小企業に該当しない企業のうち重点分野に該当するもの	1/2	1/2

③ 派遣実施分担金の金額

専門家派遣費（専門家派遣契約締結時（派遣期間延長等の変更契約を含む）における計画額）の9%とする。ただし、円未満は切り捨てる。

3) その他の事業

その他の事業については、都度事業実施ごとに定める。

参考資料1 研修生受入費について

技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）および低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業（低炭素技術輸出促進人材育成支援事業）における研修事業・研修生受入費については、補助対象額を以下の通りとする。

1) 渡航費、滞在費、実地研修費

費目	平成31年度 (消費税10%適用時)	平成30年度
渡航費 (企業受入)	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業） ・・・補助対象外 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業 ・・・基準額を上限とする実費	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業） ・・・補助対象外 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業 ・・・基準額を上限とする実費
滞在費：食費	日額2,570円 (日額2,620円)	日額2,570円
滞在費：雑費	日額1,020円 (日額1,040円)	日額1,020円
実地研修費	中堅・中小企業 日額5,100円 (日額5,190円) 一般企業 日額3,300円 (日額3,360円)	中堅・中小企業 日額5,100円 一般企業 日額3,300円

2) 実地研修期間中の宿泊費

区分	平成31年度 (消費税10%適用時)	平成30年度
AOTS 研修センター	日額6,280円 (日額6,400円)	日額6,280円
会社施設	日額1,540円 (日額1,570円)	日額1,540円
外部宿舎（上限）	日額6,170円 (日額6,280円)	日額6,170円

3) その他の事業については、都度事業実施ごとに定める。

参考資料2

専 門 家 派 遣 費 に つ い て

技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）および低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業（低炭素技術輸出促進人材育成支援事業）における専門家派遣事業・専門家派遣費については、補助対象額を1) 専門家の号に基づき以下の通りとする。（各基準については前年度と同様）

1) 専門家格付基準

専門家の号	業 務 歴 年 次			
	大 学 卒	高専・短大卒	高 校 卒	小・中学卒
1 号	30年以上	34年以上	38年以上	45年以上
2 号	18年以上	22年以上	30年以上	35年以上
3 号	18年未満	22年未満	30年未満	35年未満

2) 内国日当及び内国宿泊料

(単位：円)

専門家の号	内国日当		内国宿泊料（1夜につき）			
	（1日につき）		甲 地 方		乙 地 方	
	（税抜）	（8%税込）	（税抜）	（8%税込）	（税抜）	（8%税込）
1 号	2,477	2,675	12,477	13,475	11,239	12,138
2 号	2,477	2,675	12,477	13,475	11,239	12,138
3 号	2,096	2,263	10,381	11,211	9,334	10,080

消費税10%適用時

専門家の号	内国日当		内国宿泊料（1夜につき）			
	（1日につき）		甲 地 方		乙 地 方	
	（税抜）	（10%税込）	（税抜）	（10%税込）	（税抜）	（10%税込）
1 号	2,477	<u>2,724</u>	12,477	<u>13,724</u>	11,239	<u>12,362</u>
2 号	2,477	<u>2,724</u>	12,477	<u>13,724</u>	11,239	<u>12,362</u>
3 号	2,096	<u>2,305</u>	10,381	<u>11,419</u>	9,334	<u>10,267</u>

3) 航空券

専門家の号	任国（地域）	中国、モンゴル及び アセアン加盟国	左記以外の国 （地域）
1号		ビジネスクラス	
2号及び3号		エコノミークラス	ビジネスクラス

4) 外国日当及び外国宿泊料

(単位：円)

専門家 の号	外国日当（1日につき）				外国宿泊料（1夜につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
1 号	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500
2 号	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500
3 号	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600

5) 支度料

(単位：円)

専門家の号	派遣期間	1 ヶ月以上 3 ヶ月未満	3 ヶ月以上
	1 号		94,910
2 号		85,090	100,100
3 号		80,180	94,330

6) 健康診断及び予防注射料

検診の内容等	専門家		
	34 歳以下	35 歳以上	40 歳以上
受診料（文書料又は診断書作成料を含む。）の支給限度額	最高 26,500 円までの実費額		最高 48,500 円までの実費額
予防注射料	最高 100,000 円までの実費額		

7) 技術協力費

日額6,000円

8) その他の事業については、都度事業実施ごとに定める。

2. 団体運営のための賛助金

平成31年度における協会の運営に要する経費に充当するための賛助金として、協会が行う事業に賛同する企業等の了承を得て負担を求める。ただし、本定めにより難い特別な事情が生じた場合は理事長が別に定める。

運営賛助金

金額の算出の根拠は、これまでの協会と各企業等との関係の深浅に応じて区分を設け、次に定める額とする。

運営賛助金の区分と金額

単位：円

平成 31 年度		平成 30 年度	
区分	金額	区分	金額
T	2,100 万	T	2,100 万
S	1,950 万	S	1,950 万
R	1,800 万	R	1,800 万
Q	1,650 万	Q	1,650 万
P	1,500 万	P	1,500 万
O	1,350 万	O	1,350 万
N	1,200 万	N	1,200 万
M	1,050 万	M	1,050 万
L	900 万	L	900 万
K	750 万	K	750 万
J	600 万	J	600 万
I	450 万	I	450 万
H	300 万	H	300 万
G	250 万	G	250 万
F	200 万	F	200 万
E	150 万	E	150 万
D	100 万	D	100 万
C	75 万	C	75 万
B	50 万	B	50 万
A	25 万	A	25 万
備考 1) 初めて協会制度を利用する企業は、当年度の協会との関係の深浅に応じて上表の区分を適用する。 2) 海外から直接申込を行う企業は、3万円とする。		備考 1) 初めて協会制度を利用する企業は、当年度の協会との関係の深浅に応じて上表の区分を適用する。 2) 海外から直接申込を行う企業は、3万円とする。	

3. 研修センター利用料

平成31年度研修センター利用料を次の通り定める。

1) 宿泊および食堂利用料

(1) 補助事業、受託等事業の研修生

研修センターの宿泊および食堂利用料は、次に定める額とし、研修生に対し現物で提供する。

単位：円

区分	平成31年度 (消費税10%適用時)	平成30年度
一般研修および管理研修期間中	8,850 (1泊3食付) * (9,020 (1泊3食付) *)	8,850 (1泊3食付) *
実地研修期間中	8,030 (1泊2食付) * (8,180 (1泊2食付) *)	8,030 (1泊2食付) *

* バスタオルおよびフェイスタオルを個室に常備

なお、食堂休業の場合は、1食あたりそれぞれ次の金額を現金で研修生に払う。

単位：円

区分	平成31年度 (消費税10%適用時)	平成30年度
朝食	620 (630)	620
昼食	820 (840)	820
夕食	1,130 (1,150)	1,130
合計	2,570 (2,620)	2,570

(2) その他の利用

補助事業、受託等事業以外の研修生等の利用料は、次に定める額とする。

単位：円

区分	平成31年度 (消費税10%適用時)	平成30年度
宿泊利用料 (シングル)	6,280 (1泊) * (6,400 (1泊) *)	6,280 (1泊) *
宿泊利用料 (ツイン)	10,500 (1泊) * (10,700 (1泊) *)	10,500 (1泊) *
食堂利用料	実 費	実 費

* バスタオルおよびフェイスタオルを個室に常備

2) 研修室利用料

研修センターの研修室利用料は、原則として次に定める額とする。

単位：円

研修室区分	平成31年度 (消費税10%適用時)	平成30年度
研修室 (大)	21,600 【7,200】 <u>(22,000 【7,330】)</u>	21,600 【7,200】
研修室 (中)	12,340 【4,110】 <u>(12,570 【4,190】)</u>	12,340 【4,110】
研修室 (小)	6,170 【2,060】 <u>(6,290 【2,100】)</u>	6,170 【2,060】
講 堂	43,200 【14,400】 <u>(44,000 【14,670】)</u>	43,200 【14,400】

金額は利用3時間以内の基本料金で、【 】内は1時間当たりの追加料金